

初診時の機能強化加算に関する掲示

当院はかかりつけ医として以下の取り組みを行っております。

○他の医療機関の受診状況及びお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

○必要に応じて専門の医師、医療機関をご紹介します。

○健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。

○介護、保健、福祉サービスに関するご相談に応じます。

○夜間、休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

※厚生労働省や都道府県のHPにある「医療機能情報提供制度」のページでかかりつけ医機能を有する医療機関等で検索できます。

令和8年6月1日
社会医療法人社団堀ノ内病院